

## 平成 21 年第 1 回市議会定例会において不採択となった請願

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	平 21. 3. 2
件 名	年末見舞金等の法外扶助の継続について		
結 果	平成 21. 3. 27 第 1 回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、年末見舞金のほか、ランドセルや肩掛けかばん、学童服の現物支給等も含めた法外扶助について、今後も継続するよう要請されたものである。

本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、法外扶助は、生活保護世帯の自立更正意欲の助長を目的に昭和25年に開始した市の単独事業であり、年末見舞金を初め、小・中学校新入学児童・生徒に対するランドセル・肩掛けかばん、新4年生に対する学童服、葬祭供物料、夏季見舞金を支給している。

このうち、生活保護法による扶助費と重複するものについては、平成18年度に実施された包括外部監査における意見や20年度に実施された行政評価の外部評価意見、他都市の状況、さらには今後本市の財政がますます厳しくなることが予想されることなどから総合的に判断し、21年度から段階的に廃止することとしたところである。

見直しの具体的な内容については、①年末見舞金は現行の1人世帯7,900円、2人以上の世帯8,200円を、21年度はそれぞれ5,300円と5,500円、22年度は2,700円と2,800円とし、23年度から廃止する。②ランドセル・肩掛けかばん並びに学童服の支給は22年度から廃止する。③葬祭供物料は21年度から廃止する一というものである。なお、生活保護法による扶助費と重複しない夏季見舞金については、単価の見直しを行い、現行の1世帯あたり4,200円を、21年度から4,700円とすることとしているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、請願の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。